

速報重要判例解説

【No.2005-001】

商法429条にもとづく清算結了会社の保存帳簿・書類に関する閲覧謄写請求の可否

【文献番号】	28092507
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第二小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成16年10月 4日
【事件番号】	平成14年（受）第1289号
【事件名】	書類閲覧等請求事件
【裁判結果】	破棄自判
【裁判官】	滝井繁男 福田博 北川弘治 津野修
【参照法令】	商法429条

〈本件判決についての解説〉

1. 事実の概要

A会社は、平成3年2月22日、翻訳・通訳業務等を主たる目的として、X（原告・控訴人・被控訴人・被上告人）Y（被告・控訴人・被控訴人・上告人）B（被告・控訴人・被控訴人）CおよびDらが共同し、資本金300万円で設立した株式会社である。Xは、この設立に際し20万円を出資してA会社の株主となり、また設立時から平成7年頃までA会社の取締役であったが、平成3年12月頃からはX自身の翻訳等の業務により多忙であったこともあって、A会社の業務に従事することはなかった。Yは、A会社の設立時から取締役に就任し、平成5年12月22日からは代表取締役の地位にあり、またBは、A会社の設立時から代表取締役の地位にあって、Y・Bいずれも常勤としてA会社の業務に従事していた。A会社は、平成2年の商法改正により平成8年までに最低資本金額へと増資する必要を生じたため、平成6年頃、資本金を1,000万円に増資したが、この増資に先立って、XはA会社から、同社の新株発行を議題とする取締役会開催の通知や新株を引き受ける意向があるか否かの打診を受けておらず、増資はY・BおよびCの3名により行われた。Xは、平成8年2月頃から、A会社およびY・Bらに対し、A会社の増資等の経緯や運営に関する様々な事項についての説明を文書によってするよう繰り返し求め、書簡のやり取りや電話連絡・面談による口頭の説明などが重ねられたあげく、平成10年8月3日、YはXに対し、A会社を清算してXの出資分を返還する考えがあることを伝えた。

Y・Bらは、平成10年10月1日、A会社と同一の商号である新会社を設立した。新会社の取引先にはA会社の取引先を承継した者があるが、取引先の承継に際して、新会社からA会社への対価の支払いはなかった。A会社は、同月30日頃、Xを含むA会社の株主に対して、「第2号議案 解散の件 主旨 株主であるX氏より、再三にわたりA株式会社の運営に異議があり、創立時に戻したいという意見がでたので慎重に検討し、解散するのが適当であるとの結論に達した。」との記載のある定時株主総会招集通知を送付し、同年11月15日開催の株主総会決議により解散した。Yは、A会社の清算人に就任して清算事務に従事したが、翌11年6月14日をもって清算業務が終了したため、同年7月24日、Xに対し、A会社の残余財産分配として6万5,320円およびYからのXのA会社への出資補填分として13万4,680円の合計20万円を送金した。

東京地方裁判所は、平成13年5月25日、平成13年改正前商法429条の規定によりYをA会社の帳簿・重要資料の保存者に選任した。そこでXはYに対し、同条の規定にもとづきA会社の帳簿・重要資料の閲覧および謄写を請求するとともに、A会社の取締役であったYおよびBが、同社の株主兼取締役であったXに対し、同社の経営に関する情報を提供しなかったほか、同社の平成10年11月15日開催の株主総会招集通知に、真実に反して、Xの名誉を毀損する記載をしたなどのことが不法行為に当たり精神的な損害を被ったと主張して、YおよびBに対し、損害賠償を請求した。

第一審判決は、Xの閲覧謄写請求を認容する一方、YおよびBの行為が不法行為になるとは認められないとしてXの損害賠償請求を棄却したため、XとYの両者が控訴した。原判決は、商法429「条が、解散した会社の帳簿・重要資料を保存することとした趣旨には、解散した会社の存続中における業務執行や解散後の清算手続の適否を、株主等の利害関係人において検証し、そ

の権利ないし利益が侵害された場合には、清算人に対し、その責任を追及することを容易にし、ひいては会社の存続中における業務執行や解散後の清算手続の適正に資することがあるとみられるから、解散した会社とかつて利害関係を有した株主等の利害関係人は、同条により、保存者に対し、帳簿・重要資料の閲覧謄写を請求することができるものと解すべきである。」と判示して、Yが保存しているとは認められない帳簿・重要資料の分を除き、Xの閲覧謄写請求を一部認容したため、Yが上告した。

2. 判決の要旨

商法429条は、その前段において、解散した株式会社の帳簿・重要資料を清算終了の登記をした後10年間保存することを要する旨を定め、その後段において、その保存者は、清算人その他の利害関係人の請求により裁判所が選任する旨を定めている。

帳簿・重要資料には、商法上作成が義務付けられている会計帳簿等のもとより、確定申告書の控え、株主総会議事録、取締役会議事録、更には、営業、清算に関し授受をした信書又はその控え等に至るまで、営業及び清算に関する重要資料全般が含まれるが、同条は、当該株式会社の清算に関して後日紛争が生じた場合等に備え、これらの資料を一定期間証拠資料として保存する義務を保存者に課したものと解される。

商法は、帳簿・重要資料に含まれる株式会社の会計帳簿等については、一定期間の保存義務を課すとともに(36条)、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主に限り、理由を付した書面により閲覧又は謄写の請求をすることができるものとし(293条ノ6)、当該株式会社が、この請求を拒否し得る場合についても明確に定めている(293条ノ7)。また、株主総会議事録、取締役会議事録についても、その閲覧又は謄写の請求については、備置き義務を定めた規定とは別に、請求者の範囲、その要件等を定めた規定が置かれている(244条6項において準用する263条3項、260条ノ4第6項)。そして、当該株式会社が解散した後においても、同法430条2項の規定により、上記各規定が清算人に準用され、清算中における会計帳簿等の閲覧又は謄写の請求について、解散前と同様の制約が定められている。

上記のとおり、商法は、帳簿・重要資料に含まれる上記資料の閲覧又は謄写の請求については、当該株式会社の解散の前後を問わず、保存義務や備置き義務を定めた規定とは別に、対象となる資料の種類に応じて、請求者の範囲、その要件等を定めた規定を置いている。ところが、清算終了後の帳簿・重要資料の保存義務を定めた同法429条の規定は、前記のとおり、上記保存義務と保存者の選任について規定しているだけで、その閲覧又は謄写の請求について規定するところがなく、また、同法430条2項のような準用規定もない。このことと、上記の帳簿・重要資料には、会計帳簿等のもとより、営業及び清算に関する重要資料全般が含まれ、これらの資料の中には、当該株式会社又は第三者の営業秘密等の清算終了後においても秘匿することを要する情報が記載された資料が存在し得ること等にかんがみると、商法は、清算終了後の株式会社の帳簿・重要資料についての閲覧又は謄写の請求については、これを認めていないものと解するのが相当である。

したがって、清算の終了した株式会社の利害関係人は、商法429条の規定に基づき、同条後段所定の保存者に対し、帳簿・重要資料の閲覧又は謄写の請求をすることはできないものというべきである。

3. 本件判決についてのコメント

(1) 株式会社には商法上、多くの書類開示制度が用意されており、それらは対象の類型に応じて帳簿・書類あるいは資料の作成・備置ないし保存とその閲覧・謄写ないし謄抄本交付請求といった二段階の規律から成り立つのが通常である。たとえば、会議体機関たる株主総会・取締役会・社債権者集会などの議事録(商法244条5項・260条ノ4第5項・339条5項)、定款・株主名簿・新株予約権原簿・社債原簿・端株原簿・株券喪失登録簿(商法263条1項)、計算書類とその附属明細書・監査報告書(商法282条1項)、株式交換・株式移転の関係書類(商法354条1項・366条1項)、会社分割の関係書類(商法374条ノ2第1項・374条ノ11第1項・374条ノ18第1項)、合併の関係書類(商法408条ノ2第1項・414条ノ2第1項)等については、まず備置義務の定めがあり、それを前提として各対象書類等の閲覧と謄写ないし謄抄本交付請求権が株主等の利害関係者に認められる(商法244条6項・260条ノ4第6項・263条2～7項・282条2項・339条6項・354条2～3項・366条2項・374条ノ2第3項・374条ノ11第3項・374条ノ18第2項・408条ノ2第3項・414条ノ2第2項)。これらのうち、取締役会の議事録など秘密保持の必要が

高い事項を含むものについては、株主権行使のための必要性という実体的要件と裁判所の許可という手続的要件とにより、開示に制限が付けられる場合もある（商法260条ノ4第6項・263条7項、非訟事件手続法126条1項）。また商人一般の規律として、商法上の作成義務を課せられた商業帳簿たる会計帳簿につき、10年間の保存義務が明定され（商法36条）、公開性のある大企業をも予定した株式会社ではとくに、そうして日常集積される会計帳簿・資料の閲覧謄写請求権が少数株主権として認められる（商法293条ノ6・293条ノ8）。とりわけ最後のいわゆる帳簿閲覧権に関しては、開示対象が会計関係の帳簿・資料に限られるとはいえず広範囲で企業機密にもかかわる点を考慮して、請求株主の持株（議決権保有）要件による絞り込み（商法293条ノ6第1項）や具体的な請求理由の書面提示（同2項）とそれに対応した会社側の閲覧請求拒絶事由の定め（商法293条ノ7）・開示対象範囲の限定などで、請求株主の合理的な権利（利益）保障と会社全体ないし株主共同の利益確保との調整が図られる。このように株主権の正当な行使として許容される開示請求の範囲を合理的に制限しようという方向性は、解釈論上も、ダイレクトメール等への利用や単なる嫌がらせのための株主名簿閲覧謄写請求を権利濫用として棄却した判例（東京高判昭和62・11・30判時1262号127頁、最判平成2・4・17判時1380号136頁）等に看取されるところである。

そして、上記のような二段構えの書類開示制度とそれに伴う閲覧謄写請求権の制約は、本判決も指摘するとおり、株式会社の解散後における清算会社についても、多くが準用される仕組みとなっている（商法430条2項・420条5～6項）。

(2) 以上のような株式会社の存続中における書類開示制度の制度設計に対して、会社解散後の清算事務がすべて終了し（決算報告書の総会承認も得て：商法427条）会社の法人格が消滅した後における会社関係書類・資料の扱いはどうなるか、というのが本件で取り扱うべき概括的なテーマである。この問題に関する唯一の商法規定たる429条は、会社関係書類の電子化を可能にした平成13年改正により、その規定対象を「会社ノ帳簿並ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要書類」から「会社ノ帳簿並ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要ナル資料」へと変更されたが、これは文書形式の書類のみならず、いわゆるIT対応の電磁的記録をも包摂する趣旨の改変でしかなく、実質的な制度内容は前後同一のままである。いずれにせよ、会社存続中の各種書類に関する備置（保存）・開示制度と比較して、商法429条の決定的な特徴は、清算につき後日に問題や紛争が生じた場合に備えて証拠資料を保全するという立法趣旨にもとづき（山口賢・新版注釈会社法（13）364頁）利害関係人の請求に応じて裁判所の選任する保存者に対し、清算終了の登記後10年間にわたって帳簿・重要資料を保存すべき義務を課するのみで、それらの保存帳簿・資料を閲覧謄写等による開示の対象として利害関係者に供する定めを欠いている点にある。存続中の株式会社においては、上記のように会社と株主や会社債権者等の利害関係者との利害調整という見地から、利害関係者の会社に対する閲覧謄写請求につき、請求権者の範囲・請求権行使の要件・請求対象の範囲など多面的な制約を設ける形の開示制度が案出されているのに対し、清算終了後は会社の法人格も株主・会社債権者等の地位も失われるため、そうした典型的把握による利害関係者から会社への閲覧謄写請求といった当事者関係はもちろん成り立ちようがない。また、すでに継続企業の実体はおろか会社の法人格さえ消滅している段階で、企業秘密の漏洩から守られるべき会社の利益、ひいては会社を通じて実現されるべき株主共同の利益を確保する必要というのも考えにくく、会社存続中のような肌理の細かい利害調整の仕組みを盛り込んだ開示制度に立法者の関心が向かないのも当然である。しかし、他方で實際上、当該清算会社とかつて利害関係を有していた旧株主その他の者が、決算報告書の総会承認による清算人の責任解除の例外となるべき清算人の不正行為（商法427条3項）につき責任追及（損害賠償請求）する場合など、利害関係人による保存帳簿・資料の閲覧謄写が紛争解決に資する可能性のあることも否定できない。かくして、法定の開示手続規定なしに、しかも請求権者の範囲に関しては実質的な「利害関係」を有していた者という広汎な概念定義の下で、保存義務者の保管する清算終了会社の帳簿や重要資料につき閲覧謄写請求を肯定できるか、が実務的にも関心を呼ぶわけである。

(3) この問題に関する学説のなかには、清算終了会社の帳簿・重要資料に関する保存者の義務の法的性質や、会社清算手続に関する裁判所の監督権から演繹的に結論を導こうとする見解がある。すなわち前者の系列では、清算終了会社の帳簿・資料に関する保存義務を公法上の義務と解する立場から、立法論として保存帳簿等の閲覧を裁判所の許可にかからしめることが望ましいと説く見解や（山口・前掲注釈370頁）保存者は公法上の文書提出命令に応ずるための保存義務を負担するにすぎないと解し、あくまでも訴訟資料請求との関係でのみ閲覧謄写請求権を認めようとする見解（込山芳行・判例タイムズ1149号83頁）がある。本件の被告Y

が、「商法429条は、帳簿・重要資料の保存者に訴訟上文書提出命令に応じて提出させることなどを予定した公法上の保存義務を規定したもの」にすぎないと主張し、株主等の利害関係人による閲覧謄写請求を否定しようとしているのも、この後の見解と同旨というべきか。他方、後者の系列では、清算が本店所在地の地方裁判所の監督下におかれたこと（非訟事件手続法136条・136条ノ2）を理由として、利害関係者はその裁判所の許可を得たうえで帳簿等の閲覧をなしうると説く立場がある（松田二郎＝鈴木忠一・条解株式会社法〔下〕697頁）。この立場に対しては、清算が裁判所の監督下に置かれていることから必ずしも当然に清算終了後の保存書類の閲覧まで裁判所の監督下に置かれるとの解釈が導かれるわけではない、との批判が寄せられており（山口・前掲注釈370頁）また前者の系列に属する見解まで含めて、裁判所の許可を得なければ関係帳簿等を閲覧できないと解する結論自体に対し、当事者の訴訟準備を困難にし訴訟遅延の原因になるとの積極的な批判がある（河内隆史・金融・商事判例1162号64-65頁）。

それでは次に、裁判所の許可を手続要件として指定することなく、利害関係者から帳簿等の保存者に対する閲覧謄写請求権を肯定する立場は、どのように評されるべきか。清算終了会社の旧株主やその相続人・旧会社債権者など清算終了会社とかつて利害関係を有した者は、商法429条所定の保存者に対して保存帳簿・資料の閲覧を請求できるとの解釈論（大隅健一郎＝今井宏・会社法論上巻〔第三版〕128頁、山口・前掲注釈369頁）が支持されて然るべきものか。この点の評価・判断において好対照をなすのが、本件の原判決と最高裁の本判決である。原判決はまず429条所定の保存義務の趣旨に関して、「解散した会社の存続中における業務執行や解散後の清算手続の適否を、株主等の利害関係人において検証し、その権利ないし利益が侵害された場合には、清算人に対し、その責任を追及することを容易にし、ひいては会社の存続中における業務執行や解散後の清算手続の適正に資することがある」と指摘し、このような利害関係人の保護とコーポレート・ガバナンスの見地から、利害関係人の保存者に対する閲覧謄写請求権を容認する。そして補強的に、「清算終了後は、会社の営業や業務等の秘密に対する配慮をする必要がない上、現に保存する書類を閲覧謄写に供するにすぎず保存者に過大な負担を課するものでもない」との実質的・政策的考量を示し、結論的に「会計の帳簿及び資料以外のより広範囲の帳簿・重要資料について閲覧謄写の機会を保障して差し支えない」と言明する。また具体的には、保存者たるYが保存していると自認した原判決別紙保管書類リスト記載の帳簿・重要資料以外の帳簿・資料は本件全証拠によるも保存下にあると認められないとして、それらを閲覧謄写の対象範囲から除外した分だけ、第一審判決より狭く一部認容の判断となった点が特徴的である。保存されていないものを閲覧謄写させるのは無理である以上、この判断自体は頷けるところであるが、もしも保存していないことが保存義務違反になるような保存漏れのケースであったとすればどうなるのか、何の制度的手当もないままでは当然に問題が残る（山口・前掲注釈370頁、河内・前掲66頁）。

以上に対して、上告審の本判決はまず、存続中の株式会社につき帳簿・資料の保存義務や備置義務の根拠規定とは別個に、対象となる資料の種類に応じて請求者の範囲や閲覧謄写請求の要件等を定めた規定があるのと対照的に、清算終了後の帳簿・重要資料の保存義務を定めた商法429条は保存義務と保存者の選任について規定するだけで、その閲覧謄写請求については規定がなく、清算中の会社における商法430条2項のような準用規定もない、という文理的な根拠を重視する。そうして清算終了会社の保存帳簿・重要資料につき利害関係人の閲覧謄写請求権を否定する方向の文理解釈に対し、さらに補強理由として、商法429条の「帳簿・重要資料には、会計帳簿等のもとより、営業及び清算に関する重要資料全般が含まれ、これらの資料の中には、当該株式会社又は第三者の営業秘密等の清算終了後においても秘匿することを要する情報が記載された資料が存在し得る」との実質的論拠を追加する。このように文理と実質の両面から原判決の解釈を退けた最高裁の考え方は、どのように受け止められるべきか。すでにコメント冒頭の(1)で概説したような会社存続中における二段構えの書類等開示制度の仕組みが清算終了会社には文理上用意されていない、との指摘は確かにそのとおりである。(2)で前述したように、それは会社清算の終了により会社の法人格と典型的な利害関係人の地位とがいずれも消滅し、会社と利害関係人との当事者関係が成り立たないこと、および会社企業の存在がもはや失われ企業秘密保持の利益が保護法益として扱われなくなった結果、閲覧謄写請求権の多様な要件設定を通じた肌理細かな利害調整が不要であること、からの帰結である。しかし、これらの事情は必ずしも保存書類の閲覧謄写の可否という単純な問題設定に対する否定的結論に直結するとは限らない。最高裁の強調するような「清算終了後においても秘匿することを要する情報」の漏洩防止が、果たして会社法上の保護法益といえるだろうか。す

に会社関係の団体的拘束が解消された後における個別主体の情報秘匿利益よりはむしろ、いわば会社関係の後始末に活用される情報入手権のほうを優先させるという考量、すなわち原判決の論旨にこそ説得力がありそうである。このようにして、保存書類の閲覧謄写による情報漏れは危惧するに足りないということになれば、あとは閲覧謄写請求権がその請求者の正当な利害関係のために行使されるかどうかの問題、裏返していえば請求権の濫用にあたらぬかどうかの問題が残るのみである。本件の事実関係から判断するに、Xの閲覧謄写請求は単なる嫌がらせとしか考えられないものではなく、Y・Bらによる新会社の設立からA会社の解散に及んで取引先の無償承継がなされたという経緯は、原判決も判示するとおり、「新会社に対する実質的な営業の無償譲渡による本件解散会社の無形資産の不当な喪失」というXの疑念を一理あらしめるもので、権利濫用を認めなかった原判決の判断は正当といえることができる。

《参考文献》

原判決の解説・評釈として

河内隆史・金融・商事判例1162号61頁

菊地雄介・受験新報2003年4月号12頁

込山芳行・判例タイムズ1149号82頁

(平成17年1月6日)

著者：東北学院大学法科大学院教授 菊地雄介